



《会計・税務の知識》 復興特別税

はじめに

平成23年3月に東日本大震災が起きてから、2年が経とうとしています。

復興支援の財源確保の為、平成25年1月から復興特別税が適用されています。対象となるのは所得税、法人税、住民税です。

これら復興特別税の概要をまとめてみました。

1. 復興特別所得税

復興特別所得税は、今年から平成49年までの25年間導入することになります。

給与所得者の方は、今年の1月1日以降に支払を受ける給与から復興特別所得税が源泉徴収されます。

源泉徴収義務者の方は、給与その他源泉徴収の対象となる所得を支払う時に、その所得について所得税及び復興特別所得税を徴収し、これを納付することになります。

復興特別所得税の計算

$$\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times \underline{2.1\%}$$

<所得税率に応じた合計税率の例>

(単位：%)

所得税率	5	7	10	15
合計税率	5.105	7.147	10.21	15.315

2. 復興特別法人税

特別復興法人税は、平成23年度の税制改正による法人税率の引き下げ(30%⇒25.5%)を行った上で復興特別法人税として10%が課されます。

適用する年度は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内で、最初に終了する事業年度から3年間となります。

復興特別法人税の計算

$$\text{復興特別法人税} = \text{基準法人税額} \times \underline{10\%}$$

<復興特別法人税適用後の法人税率>

普通法人の税率(%)	23年度改正 + 復興税		23年度改正	
	24年4月1日～27年3月31日開始	年800万円以下	27年4月1日開始以後開始	年800万円以下
中小法人以外	28.05	-	25.5	-
中小法人	28.05	※16.5	25.5	※19

※平成27年3月31日までに開始する事業年度において、中小法人は年800万円以下の所得金額に対する法人税率が15%(本則税率19%)に軽減されています。

3. 復興特別住民税(均等割)

特別復興住民税は、平成26年度(26年6月)から平成35年度までの10年間適用することになります。

<東京都の場合>

	平成25年度	平成26～35年度
都民税	1,000円	3,000円
市区町村民税	1,500円	3,500円

おわりに

平成25年度税制改正大綱が発表となりました。今回の復興特別税の他にも、消費税の増税や住宅ローン減税等、今後の動向に注目したいところです。

(担当：島村)